



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



今年は咲きかけの頃に寒くなったお蔭で、長く桜が楽しめました。皆さまいかがおすごしていらっしゃいますか？

春はやはり京都にといい、3月の下旬に二条城のライトアップへ行ってきました。その頃はまだ寒くて、少し早めでしたが、桜だけでなくお堀に水を反射させてのライトアップやお茶席などもあって楽しんでまいりました。

気候もめまぐるしく変わりますので、どうぞご自愛くださいませ。



* 労災保険料率、雇用保険料率が変わります *

平成 21 年 4 月分の給与から、労災保険料率と雇用保険料率が変わります。労働保険料における「月」は、給与締め日の属する月として考えます。○ 内は、労働者負担率として給与から控除する率です。

	旧保険料率	新保険料率
労災保険料	54 業種のうち 38 業種について下がる	
雇用 一般の事業	15/1,000 (6)	11/1,000 (4)
雇用 建設の事業	18/1,000 (7)	14/1,000 (5)

★これで完璧！4月の事務★



☆給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出☆

今年1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した人で、その後退職した人については、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市町村へ、4月15日までに提出します。また、4月2日以後に退職などの異動があった人については、異動があった日の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。

☆新入社員や異動者の社会保険手続き☆

新たに入社した人や異動があった人、扶養家族に変更のあった人などについては、それぞれ社会保険・雇用保険や給与などの変更手続きを行います。パート・アルバイトであっても一定の時間数勤務する人に対しては、社会保険の加入手続きが必要です。

また春には扶養家族についての動きもありますので、健康保険の被扶養者の追加・削除手続きや「扶養控除等（異動）申告書」による給与の扶養人数の変更なども忘れずに行いましょう。

☆給与改定による残業単価などの変更☆

昇給・手当の追加などによる給与額の変更があった場合には、それに付随して残業代の時間単価や欠勤・遅刻早退などの控除単価も変わります。給与計算までに確認しておきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、4月10日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を 4月30日までに納付。

☆2月決算法人の確定申告と納税☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 4月中の決算応答日までです。

★叱り方のポイント★

上司が部下を叱るというのは、やってみると結構難しいものです。部下の成長を願って本気で叱るべきであり、自らの不快な感情を爆発させたり発散させたりするものではありません。叱るときのポイントを挙げてみました。

- ①部下の間違いやミスに気づいたときに、すぐに叱ること。
- ②感情的にならず、冷静に叱ること。
- ③その言動に限定して叱り、決して相手の人格を否定しないこと。
- ④本人自身のことを叱り、他人と比較しないこと。
- ⑤叱ったらそれで一件落着。いつまでも根に持たないこと。

参考：アイテムセミナーより

**Q. 人材の補充に助成金が出るとききましたが、
どのようなものがありますか？**

A. 採用を行う場合、助成金を活用すると人件費の負担が軽減されます。今年の2月に新設・拡充された助成金をご案内します。

①派遣労働者を直接雇用した場合

派遣として受け入れていた労働者を雇用した場合に最大100万円（大企業は50万円）が支給される助成金です。主な要件は下記のとおりです。

- ・派遣期間終了前までに労働契約の申し込みをし、1か月以内に雇い入れて（直接雇用し）就業を開始すること。
- ・6か月を超えて継続して受け入れていた業務（途中で派遣される人が変わってもOK）に、派遣労働者を期間の定めなく、あるいは期間を定めた場合には6か月以上（更新あり）で直接雇用する場合。

②年長フリーターを正規雇用した場合

25歳以上40歳未満のフリーター（1年以上雇用保険に加入していなかった人）や内定を取り消された新規学卒者をハローワークの紹介により正規雇用する場合に100万円（大企業は50万円）が支給される助成金です。これは以前ご紹介した“トライアル雇用”と併用していただくことも可能です。

これらは一括での受給ではなく一定期間ごとに申請し支給されます。また、いずれも細かい要件が定められていますので、詳細はご確認のうえご検討ください。

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

